

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

(対象期間:2019/6/1~2020/5/31)

事業所の名称	株式会社 ウェザーニューズ 福岡支社
事業所の所在地	〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目1-17 博多天神ビル 3階 P号室・Q号室

1 派遣労働者の数

(単位)

派遣労働者の数 (2020年6月1日付)	2 (人)
雇用安定措置を講じた人数 (2020年6月1日付)	0 (人)

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	1 (社)
-----------------------	-------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	25,500 (円)
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	18,600 (円)
マージン率 <small>マージン率(%)=(労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)-派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額))/労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)</small>	27.1 (%)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、事業運営費として営業人件費や活動諸費用等が含まれています。

4 教育訓練に関する事項

eラーニングを中心に、教育訓練を実施しています。

その他、別途業務に必要なアナウンサー研修等を必要なスタッフ向けに設けています。

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給	派遣労働者の費用負担
衛生管理制度の説明、検診ガイダンス	新規入職者	OFF-JT	派遣元	有	無
セキュリティに関する教育					
仕事の基本	派遣労働者				
目標管理の基本					
目標管理の応用					
地震災害対応					
仕事の基本「PDCA」					
実践英会話					

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

・福利厚生等：社会保険、有給休暇、育児・介護休業、看護休暇等の各制度はWNI Working Rule Handbook (就業規則)記載の通り

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か：締結済み
・労使協定の有効期間の終期：2022年3月31日